

知的財産権ワーキング・グループ等侵害対策強化事業

平成30年度概算要求額 **4.3 億円（4.3 億円）**

事業の内容

事業目的・概要

- 「日中知的財産権ワーキング・グループ」や「知的財産保護官民合同代表団の派遣」などの模倣品対策等に関する諸外国との政府間対話を効果的に活用するため、種々の調査や情報交換を実施します。
- 具体的には、世界規模で拡大しつつある模倣品被害等の実態や法整備及び執行状況、インターネットに代表される侵害行為の巧妙化への対応を強化するため、必要な調査を実施して、侵害発生国との政府間対話を行う際に必要な情報の収集・分析を行います。
- 侵害発生国政府との協力関係を構築するため、知財部門職員等を招聘して意見交換を行うとともに、侵害発生国の取締り執行機関向けにセミナー等を実施します。

成果目標

- 平成22年度から平成30年度までの事業であり、最終的には中国行政機関が行う行政摘発件数について、平成22年度以降最大件数である年間13万件以上を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

